

令和2年4月14日

国立公文書館
館長 加藤 丈夫 殿
アジア歴史資料センター
センター長 波多野 澄夫 殿

〒352-0006
埼玉県新座市新座
2-18-15-504
杉原誠四郎

昨年12月10日付にてお送りした12月8日付文書「インターネット特別展「公文書に見る日米交渉―開戦への経緯」における疑義と要請」につき、本年1月15日付にてご回答いただきました。このご回答では内容において不十分であるとして、1月17日付にて再要請の文書をお送り申し上げていたところ、3月13日付にてご回答いただきました。この3月13日付ご回答につき、疑義がいつそう深まったとして、3月16日付にて改めて再々要請の文書をお送りしました。この再々要請の文書につき、4月8日付にてご回答いただきました。ご回答いただいたことにつき、まずは御礼申し上げます。

要するに、当該書（『日米開戦以降の日本外交の研究』）は、日米交渉に関する重要な研究文献であることは十分に認識していたが、当該特別展は、日米交渉につき「初学者に基本的な事実関係を学んでいただくために開設したものであり、優れた研究書を紹介するためのものではありません」ということで紹介しなかったということですね。だとすれば、波多野澄夫アジア歴史資料センター長の著書を含め、多数の重要な研究文献が紹介されているのはどういうことになるのでしょうか。当該書で扱った暗号解読や最後通告の遅延事情についても縷々述べた研究書が多数含まれています。

このご回答では、私が3月16日付文書の（3）で述べた「解釈」のない研究書はないという私の指摘を認めていただいております。だとすれば、他の「解釈」の研究書は紹介し、私の「解釈」の研究書は紹介しなかったということになりますが、これはどういうことになるのでしょうか。

今回の回答で、当該特別展の冒頭説明の「特定の解釈やイメージを皆さんに提示しようとするものではない」を引用紹介しておられますが、そうであるならば余計に、他の「解釈」の研究書とともに、私の「解釈」の研究書も紹介すべきではないでしょうか。私の研究書の「解釈」だけを除いて他の研究書の「解釈」のみを紹介するというのは、つまりはこの「参考文献」作成者にとって好ましい「解釈」のみを紹介し、好ましくない「解釈」は排除したということになるのではないのでしょうか。

その言い訳としてこのご回答では、「逐一、「公平・公正」の観点から紹介することは困難であり」と述べておられます。この指摘は全ての行為は人間によってなされるもので、人間としてはどのように「公平・公正」に努力してみても、完全なる「公平・公正」は期しがたいということで、納得できます。しかしながら本件の場合、上記のとおり、当該書は重要な研究文献であることを十分に認識しておられます。そのような認識がありながら、他の研究書は紹介し、私の研究書は紹介しないというのは、結果として、確信的に、ある特定の「解釈」の研究書は紹介し、ある特定の「解釈」の研究書は紹介しなかったということになるのではないのでしょうか。要するにこれは、結果的には、作成者にとって好ましいと思われる「解釈」のみを紹介し、それ以外の「解釈」を排除したということになり、公平・公正であるべき国家公務員の道を違えられ、国民を裏切られた、ということになるのではないのでしょうか。

さらに申し上げれば、これまでの3回のご回答には、私、杉原個人を愚弄しているとして非難すべきところがあります。本件について、令和2年1月15日付第1回ご回答では、当該書の不掲載につき、「担当職員が実際に参照した文献のみ掲載した」として、あたかも当該書の存在を知らなかったかのように回答されました。3月13日付第2回のご回答では、「特定の解釈に依ることを避けた」と不掲載の理由を大いに変えられました。そして今回の4月8日付第3回のご回答では、他の優れた研究書は紹介している前提のある下で、上記のとおり、「初学者に基本的な事実関係を学んでいただくために開設したものであり、優れた研究書を紹介するためのものではありません」と、また理由を変えられました。これは明らかに私、杉原個人への不誠実な対応であり、愚弄であります。

今回のご回答で、「参考文献」作成の責任はアジア歴史資料センターが負い、したがって作成者の名前は告知しない旨述べておられます。これについては一応了解いたします。しかしそうならば、今回の当該書に対する不公正な取扱いにつき、波多野澄夫アジア歴史資料センター長が、そのセンター長の名において、それは広くは国民を裏切った行為であることを認め、私を通じて国民に謝罪し、また、私を結果として愚弄するに至ったとして、私に向けて謝罪をしていただきたいと思います。そして改めて当該書を「参考文献」に掲載する処置を取っていただくよう、繰り返し明確に要請します。

ところで、これまでの文書のやり取りから見て、このままやり取りを続けても建設的な回答は得られないように思われます。そこで本件の建設的な解決を図るため、私は衆議院議員の原田義昭先生に仲介をお願いしました。今回のこの要請の文書に対するご回答は原田先生の事務所等、先生のおられるところでご回答下さるよう、お願いします。近日、原田先生の方からお呼び出しがあるものと思います。

なお、原田先生の面前でお会いした際には、私の当該書につき、重要な研究文献であるという認識を持っておられるにかかわらず、同一テーマの他の研究文献は多数掲載されながら、私の当該研究文献のみは掲載されなかった理由についてお聞きします。上記のとおり、私は、この「参考文献」の作成者の氏名についてはお知らせいただかないことを了承するこ

とにいたしました。その替わり、4月8日付ご回答において、本件については、作成の組織、アジア歴史資料センターで組織として責任をとると言われているわけですから、組織としてご回答くださるよう、お願いします。

最後に、今回のこの文書は、4月8日ご回答とともに、英訳を施し、和文、英文ともに「史実を世界に発信する会」より公表することを申し添えます。

以上